

令和5年第1回由利本荘市議会定例会（3月）会議録

令和5年3月17日（金曜日）

議事日程第5号

令和5年3月17日（金曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第78号

1件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 議案第7号 由利本荘市個人情報保護法施行条例の制定について

第5. 議案第8号 由利本荘市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

第6. 議案第9号 由利本荘市債権管理条例の制定について

第7. 議案第10号 由利本荘市羽後本荘駅駐車場条例の制定について

第8. 議案第11号 由利本荘市都市下水路条例の制定について

第9. 議案第12号 由利本荘市教育支援センター条例の制定について

第10. 議案第13号 由利本荘市職員定数条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第14号 由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第15号 由利本荘市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第16号 由利本荘市特別会計条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第17号 由利本荘市水防団条例の一部を改正する条例案

第15. 議案第18号 由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

第16. 議案第19号 由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例案

第17. 議案第20号 由利本荘市診療所設置条例の一部を改正する条例案

第18. 議案第21号 由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第19. 議案第22号 由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第20. 議案第23号 由利本荘市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第21. 議案第24号 由利本荘市児童館条例及び由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例案

第22. 議案第25号 由利本荘市長寿祝金条例の一部を改正する条例案

第23. 議案第26号 由利本荘市畜産センター条例の一部を改正する条例案

第24. 議案第27号 由利本荘市めぐみの森設置条例の一部を改正する条例案

第25. 議案第28号 由利本荘市中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例案

第26. 議案第29号 由利本荘市総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例案

- 第27. 議案第30号 由利本荘市南由利原高原青少年旅行村条例の一部を改正する条例案
- 第28. 議案第31号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第29. 議案第32号 由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第30. 議案第33号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第31. 議案第34号 由利本荘市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第32. 議案第35号 由利本荘市休日応急診療所運営基金条例及び由利本荘市休日応急診療所設置条例を廃止する条例案
- 第33. 議案第36号 由利本荘市さつき栽培センター条例を廃止する条例案
- 第34. 議案第37号 由利本荘市三望苑に関する条例を廃止する条例案
- 第35. 議案第38号 財産の無償譲渡について
- 第36. 議案第39号 由利本荘市道路線の認定について
- 第37. 議案第40号 除雪車両作業事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第38. 議案第42号 令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第39. 議案第44号 令和4年度由利本荘市一般会計補正予算（第17号）
- 第40. 議案第45号 令和4年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第41. 議案第46号 令和4年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第42. 議案第47号 令和4年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第3号）
- 第43. 議案第48号 令和4年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）
- 第44. 議案第49号 令和4年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第4号）
- 第45. 議案第50号 令和4年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 第46. 議案第51号 令和4年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第47. 議案第52号 令和4年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第48. 議案第53号 令和4年度由利本荘市北内越財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第49. 議案第54号 令和4年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第50. 議案第55号 令和4年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第4号）
- 第51. 議案第57号 令和4年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第6号）
- 第52. 議案第58号 令和4年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第5号）
- 第53. 議案第59号 令和5年度由利本荘市一般会計予算
- 第54. 議案第60号 令和5年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第55. 議案第61号 令和5年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第56. 議案第62号 令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計予算
- 第57. 議案第63号 令和5年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第58. 議案第64号 令和5年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第59. 議案第65号 令和5年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第60. 議案第66号 令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第61. 議案第67号 令和5年度由利本荘市小友財産区特別会計予算

- 第 6 2 . 議案第 6 8 号 令和 5 年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第 6 3 . 議案第 6 9 号 令和 5 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第 6 4 . 議案第 7 0 号 令和 5 年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第 6 5 . 議案第 7 1 号 令和 5 年度由利本荘市下水道事業会計予算
- 第 6 6 . 議案第 7 2 号 令和 5 年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第 6 7 . 議案第 7 3 号 新ごみ処理施設整備事業に伴う敷地造成工事及びアクセス道路整備工事請負契約の締結について
- 第 6 8 . 議案第 7 4 号 鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約（第 4 期）の締結について
- 第 6 9 . 議案第 7 5 号 令和 4 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 1 8 号）
- 第 7 0 . 議案第 7 6 号 令和 4 年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 1 . 議案第 7 7 号 令和 5 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 2 . 議案第 7 8 号 令和 4 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 1 9 号）
- 第 7 3 . 請願第 1 号 免税軽油制度の継続を国に求める意見書提出についての請願
- 第 7 4 . 陳情第 1 号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組みづくりを国、県に求める意見書提出についての陳情
- 第 7 5 . 陳情第 3 号 消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の抜本的法改正を国に求める意見書提出についての陳情
- 第 7 6 . 陳情第 4 号 最低賃金の改善を国に求める意見書提出についての陳情
- 第 7 7 . 陳情第 5 号 最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を国に求める意見書提出についての陳情
- 第 7 8 . 陳情第 6 号 秋田県由利本荘市沖（北側、南側）洋上風力発電の全ての事業に対して、由利本荘市に対応を求める陳情
- 第 7 9 . 継続審査中の令和 4 年陳情第 1 0 号 消費税インボイス制度の実施延期を国に求める意見書提出についての陳情
- 第 8 0 . 追加提出議員発案の説明並びに質疑
 - 議員発案第 1 号から議員発案第 4 号まで 4 件
- 第 8 1 . 議員発案第 1 号 由利本荘市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第 8 2 . 議員発案第 2 号 由利本荘市議会基本条例の一部改正について
- 第 8 3 . 議員発案第 3 号 由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正について
- 第 8 4 . 議員発案第 4 号 市長の専決処分事項の指定について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 8 4 までは議事日程第 5 号のとおり

第 8 5 . 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第 1 号及び委員会発案第 2 号 2 件

第 8 6 . 委員会発案第 1 号 免税軽油制度の継続を国に求める意見書の提出について

第 8 7 . 委員会発案第 2 号 消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の抜本的法改正を国に求める意見書の提出について

出席議員（21人）

1番	阿部十全	2番	小川幾代	3番	佐藤正人
4番	佐々木隆一	5番	大友孝徳	6番	松本学
7番	佐藤義之	8番	佐藤健司	9番	小松浩一
10番	泉谷赳馬	11番	甫仮貴子	12番	堀井新太郎
14番	三浦晃	15番	正木修一	16番	吉田朋子
17番	高橋信雄	18番	長沼久利	19番	高橋和子
20番	渡部聖一	21番	三浦秀雄	22番	伊藤順男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	湊貴信	副市長	佐々木司
副市長	三森隆	教育長	秋山正毅
企業管理者	三浦守	総務部長	小川裕之
企画振興部長	今野政幸	市民生活部長	熊谷信幸
健康福祉部長	小松等	産業振興部長	齋藤喜紀
観光文化スポーツ部長	高橋重保	建設部長	佐藤奥之
教育次長	三浦良隆	企業局長	相庭裕之
消防長	佐藤剛		

議会事務局職員出席者

局長	阿部徹	次長	齋藤剛
書記	村上大輔	書記	松山直也
書記	高野周平		

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤順男） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会前に一言申し上げます。本年は今日の由利本荘市の礎を築いた六郷氏・岩城氏・打越氏が本地域に入部してから400年を迎えます。本日の会議には400年記念として作られたバッジを胸につけて議会に臨んでいます。入部400年を市民皆様とともにお祝いする意味で議会としてもそのPRに努めたいと思います。

それでは、会議に入ります。

出席議員は21名であります。出席議員は、定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

○議長（伊藤順男） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第78号を上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。

それでは、追加提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、補正予算1件であります。

議案第78号令和4年度一般会計補正予算（第19号）であります。歳出において、土木費に冬季交通等確保事業費を追加し、また、債務負担行為として三ツ方森送水ポンプ等修繕事業を設定いたします。

財源といたしましては、国庫支出金を追加するほか、一般財源分を地方交付税で充当し、補正額として1億8,000万円を追加しようとするものであり、これにより補正後の予算総額は506億2,084万4,000円となります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御覧くださいようお願いいたします。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（伊藤順男） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第78号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局に提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

.....
午前10時04分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第78号を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（伊藤順男） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

議案付託表のとおり、総務及び産業建設の両常任委員会に審査を付託します。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

.....
午前10時44分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（伊藤順男） 日程第3、これより議案第7号から議案第40号まで、議案第42号、議案第44号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第78号までの計69件並びに請願第1号、陳情第1号、陳情第3号から陳情第6号及び継続審査中の令和4年陳情第10号までの計76件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。17番高橋信雄さん。

【高橋信雄総務常任委員長 登壇】

○総務常任委員長（高橋信雄） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、また本日追加された案件を加え、条例関係9件、補正予算7件、新年度予算5件及び継続審査中の陳情1件の計22件であります。

初めに、条例関係であります。議案第7号個人情報保護法施行条例の制定について、議案第8号情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第9号債権管理条例の制定について、議案第13号職員定数条例の一部を改正する条例案、議案第14号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第15号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案、議案第16号特別会計条例の一部を改正する条例案、議案第17号水防団条例の一部を改正する条例案、議案第34号消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案の審査の際に、これまで消防団員の報酬の改定や消防団応援の店などの事業を実施し、団員の処遇改善を図ってきたが、人口減少や高齢化に伴い、年々、団員数が減少しており、また、団員の高いサラリーマン化率により、出勤に際して団員行動が難しい班が出ている状況である。これに対応するため、消防団と協議し、地域の実情に合わせ各班の目標とする団員定数に改定するものであり、また、コロナの影響で実施できなかった各種イベント等での団員の勧誘活動を再開していきたいとの説明がありました。

続いて、補正予算であります。

議案第44号一般会計補正予算（第17号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款、12款から18款、20款、21款、歳出では1款、2款、5款、9款及び12款、繰越明許費2款並びに債務負担行為及び地方債であります。

歳入は、年度末の収入見込みの精査、国・県による交付決定、または事業への充当額の確定見込みなどに伴うもので、歳出についても、年度末までの事務・事業費の精査による補正であります。

繰越明許費2款総務費では国の補正予算に伴う前倒しのため、地籍調査費について設定するものであり、また、債務負担行為では公用車リース代として新たに追加するもの

です。

地方債では公共施設等総合管理事業ほか3つの事業を新たに追加、既存の17事業については事業費確定により起債限度額を変更し、コミュニティバス購入事業については事業の終了により廃止しようとするもので、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号情報センター特別会計補正予算（第4号）、議案第52号小友財産区特別会計補正予算（第1号）、議案第53号北内越財産区特別会計補正予算（第1号）、議案第54号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、全般にわたり年度末までの事務・事業費の精査による補正であり、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号一般会計補正予算（第18号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入10款並びに地方債であります。

歳入10款地方交付税は歳出各款の一般財源分として特別交付税を増額、また、地方債では土地改良施設整備事業ほか2つの事業の起債限度額を変更するものです。

次に、本日追加提出されました、議案第78号一般会計補正予算（第19号）であります。当常任委員会に審査付託になりました、歳入10款地方交付税につきましては、歳出8款の一般財源分として特別交付税を増額するものです。

以上、2件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第59号一般会計予算であります。

当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款から10款、12款から21款、歳出では1款、2款、4款、5款、9款、12款及び13款並びに地方債であります。

初めに、歳入の主なものとしては自主財源の根幹をなす1款市税では、前年度に比較して3.9%増の81億4,980万円で、一般会計の歳入に占める割合は17%であります。

また、依存財源の大部分を占める10款地方交付税では、前年度に比較し、0.5%減の175億円で、一般会計の歳入に占める割合については36.6%であります。

次に、歳出の主なものとしては、令和5年度からの新しい取組として、1款議会費では、本会議のユーチューブ配信のための経費、2款総務費では、高齢者を対象に県立大学生が相談員となりスマホ相談会を開催するデジタルデバインド解消事業のための経費、移住・定住促進事業の一環として、空き家利活用セミナー及び相談会を開催する空き家利活用促進事業のための経費、次期地域公共交通計画策定のための経費、プロモーション会議において令和5年度から実践活動に取り組む各チームへの補助、9款消防費では、自主防災組織や町内会の防災活動の活性化を図るための、むこう三軒両隣・たすけあい事業の経費が計上されております。

審査の際にプロモーション会議について、委員より、各チームともに失敗を恐れずに実践活動に取り組んでほしい、いい経験を積んでほしいとの意見がありました。

また、移住・定住促進事業について、ゆりほん保育園遊学など様々な独自のアイデアで移住・定住の促進を図り、移住された方、移住を検討される方に好評を得ており、当委員会は、これまでの取組について高く評価し、今後についても大いに期待するもので

あります。

次に、債務負担行為であります。コミュニティバス運行事業及び地域おこし協力隊設置事業について設定しようとするものであります。

最後に、地方債であります。由利高原鉄道運営支援事業など42事業及び臨時財政対策債が計上されております。

次に、議案第63号情報センター特別会計予算であります。CATVセンターについて、令和5年度より指定管理者での運営が開始するため、歳出が一般管理費において、前年度に比較し8,490万円余り減額となっております。

なお、審査の際に委員より、多重情報伝送施設機能廃止により不用となった各家庭に設置されている端末については、可能な範囲で速やかに撤去をお願いしたいとの意見がありました。

次に、議案第67号から議案第69号までは、小友・北内越・松ヶ崎の各財産区特別会計予算であります。

以上、5件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、継続審査中の令和4年陳情第10号消費税インボイス制度の実施延期を国に求める意見書提出についての陳情についてですが、委員より、現在、小規模の事業者の中には経営が大変な方々があり、インボイス制度を実施すればさらに大変になる。実施延期の必要性があり採択すべきとの討論があった一方、願意は理解できるが、税の公平性や仕入控除について緩和措置が設けられていることを考慮すれば不採択とすべきとの討論がありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択と決定いたしました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（伊藤順男） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番佐藤健司さん。

【佐藤健司教育民生常任委員長 登壇】

○教育民生常任委員長（佐藤健司） 教育民生常任委員会の審査の概要及び経過並びに結果について御報告いたします。

案件は、条例関係10件、契約締結1件、令和4年度補正予算8件、令和5年度当初予算6件、令和5年度補正予算1件及び陳情1件の計27件です。

初めに、条例関係です。

議案第12号教育支援センター条例の制定については、不登校及び特別な支援が必要な児童生徒等への新たな教育支援体制を構築するため、同センターを設置しようとするものです。

続いては、条例の一部を改正する8件の条例案です。

議案第18号国民健康保険条例は出産育児一時金を増額するため、議案第19号印鑑条例はオンライン申請による印鑑登録証明書の交付を可能とするため、議案第20号診療所設置条例は直根診療所を廃止するため、議案第21号から第23号の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、家庭的保育事業、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例3件、並びに議案第24号児童館条例及び学童保育施設条例は、国の基準が一部改正されたため、議案第25号長寿祝金条例は支給額を減額するため、一部改正しようとするものです。

続いて、議案第35号の休日応急診療所に係る運営基金条例及び設置条例を廃止する条例案は同診療所を廃止しようとするものです。

次に契約締結です。

議案第73号新ごみ処理施設整備事業に伴う敷地造成工事及びアクセス道路整備工事請負契約の締結については、6億6,000万円で村岡・木内・高橋秋和特定建設工事共同企業体と締結しようとするものです。

次に予算ですが、当常任委員会に審査付託された中から主なものについて御報告いたします。

初めに、令和4年度補正予算について、議案第44号一般会計（第17号）は、各施設の燃料費及び光熱水費の高騰などに伴う歳出の増額、議案第45号国民健康保険特別会計（第2号）は、コロナ減免による特別交付金の返還金の追加、議案第46号後期高齢者医療特別会計（第1号）は広域連合納付金の減額、議案第47号診療所運営特別会計（第3号）は笹子診療所備品購入費の減額、議案第48号休日応急診療所運営特別会計（第1号）は基金廃止に伴う一般会計への繰出金の追加、議案第50号奨学資金特別会計（第1号）は積立金の増額、議案第51号介護サービス事業特別会計（第3号）は前年度繰越金による予備費の増額、議案第75号一般会計（第18号）は生活保護に係る医療扶助のオンライン資格確認導入事業費、一部部品の納入が遅れたことにより本荘清掃センター及び最終処分場の定期整備補修事業費を繰越明許費へ追加しようとするものです。

続いて、議案第59号令和5年度一般会計予算は、市民が市役所に来庁しなくても行政サービスが受けられる移動市役所事業費、母子健康手帳、子育て情報及びオンライン相談サービスの機能を搭載した子育て支援アプリの導入経費、高齢、障害、子供及び生活困窮などの問題を抱える方への支援体制を構築する重層的支援体制整備事業費、妊娠及び出生の届出をされ、保健師等と面談を受けた方にそれぞれ5万円を支給する出産・子育て応援交付金給付事業費、敬老会の開催、または敬老記念品を贈呈する町内会等への敬老事業補助金、令和7年度の介護保険単独保険者化に向けた介護保険システム構築事業費、行方不明になった認知症高齢者を早期発見及び保護できる体制を強化するなどの認知症高齢者見守り事業費、新山小学校及び矢島小学校の改築並びに本荘東中学校区統合小学校建設事業費、マイナンバーカードを図書館の貸出しに活用するマイナンバーカード図書館利用事業費、市が立ち上げに関わった社会福祉法人由利本荘保育会が所有する旧笹子保育園及び上川大内保育園を含めた3園の閉園による園舎解体費を4分の1負担する特定教育・保育施設経営安定化補助金を計上しようとするものです。

なお、審査やまとめの際、委員より保育園について次の3点の発言がありましたことを御報告します。

1点目は、園舎解体補助金の補助率について、市当局と由利本荘保育会との事前の話し合いがあまり無かったのではないかとということ。

2点目は、解体費及び除雪費をはじめ保育事業に関わることを全般に対して、市当局が市内保育事業者により寄り添った形での必要な支援をすべきであるということ。

3点目は、まだ活用できそうな旧笹子保育園についてはすぐに解体するのではなく、市当局と由利本荘保育会が連携して再利用を考えるべきであるということです。

以上のことから、市当局と由利本荘保育会を含む保育協議会など全ての保育園との連

携を密にしながら、本市の未来ある園児の利益を最大限に優先とし、地域事情を十分に考慮して保育サービス拡大や子育て支援策の拡充を図ることを望むとの発言や、少子化の進行により今後ますます厳しくなる保育環境を考慮し、保育事業者に寄り添いお互い意思疎通を図り、よりよい子育て環境をつくり上げるよう希望するとの発言もありました。

続いて、令和5年度特別会計予算について、議案第60号国民健康保険は、人間ドック受診者への助成額を引き上げるとともに対象年齢を拡大するため、疾病予防費を前年度より増額、議案第61号後期高齢者医療は広域連合納付金、議案第62号診療所運営は鳥海診療所及び笹子診療所の運営費、議案第64号奨学資金は奨学資金貸付金、議案第65号介護サービス事業は東光苑及び鳥寿苑の施設管理費を計上しようとするものです。

続いて、議案第77号令和5年度一般会計補正予算（第1号）は、出産時に子供1人当たり2万円の祝い金を支給するあきた出産おめでとう給付金事業費、現行の特例臨時接種期間を延長する新型コロナウイルスワクチン接種事業費を追加しようとするものです。

以上、御報告しました10件の条例案、契約締結案、8件の令和4年度補正予算案、6件の令和5年度当初予算案及び令和5年度補正予算案については、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものとししました。

最後に、陳情第3号消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の抜本的法改正を国に求める意見書提出についての陳情は、訪問販売や電話勧誘販売において消費者が拒絶した場合は勧誘を禁止すること及びインターネット販売においてクーリング・オフ等を認めることなどについて、国の関係機関に対する意見書の提出を求めるものです。

以上、御報告しました陳情につきましては、願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものとししました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（伊藤順男） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。7番佐藤義之さん。

【佐藤義之産業建設常任委員長 登壇】

○産業建設常任委員長（佐藤義之） 産業建設常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、初日審査分を除き、本日付託されました案件を加え、条例案12件、契約締結案1件、その他の案件3件、予算案13件及び請願1件、陳情4件の計34件であります。

初めに、条例案であります。

議案第10号羽後本荘駅駐車場条例の制定について、議案第11号都市下水路条例の制定について、議案第26号畜産センター条例の一部を改正する条例案、議案第27号めぐみの森設置条例の一部を改正する条例案、議案第28号中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例案、議案第29号総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例案、議案第30号南由利原高原青少年旅行村条例の一部を改正する条例案、議案第31号都市公園条例の一部を改正する条例案、議案第32号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案、議案第33号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案、議案第36号さつ

き栽培センター条例を廃止する条例案、議案第37号三望苑に関する条例を廃止する条例案の12件は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、契約締結案であります。

議案第74号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約（第4期）の締結についてであります。これは、鳥海ダム建設事業において市道百宅線付替工事基本協定に基づき、国土交通省東北地方整備局と2億8,955万7,400円で工事の委託契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、その他の案件ですが、大内三川情報拠点施設敷地の残地部分について分筆登記等の完了により、町内会に無償譲渡を行おうとする議案第38号財産の無償譲渡について並びに開発行為に伴い、東梵天33号線について新たに認定しようとする議案第39号市道路線の認定について、また、鳥海地域で昨年4月に行われた春山除雪作業中におけるコンクリート柵等の破損事故に係る議案第40号除雪車両作業事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについての3件は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第40号の審査において、委員より、除雪作業中の事故防止策について質疑がありました。当局からは、降雪時期前に目印となるスノーポールを設置することや、オペレーターへの注意喚起のほか、夏場の道路パトロールにおいて道路形状、障害物などの把握を行っているとの説明があり、委員からは、ベテランオペレーターの不足や、オペレーターの高齢化なども事故の発生に影響していると考えます。今まで以上に事故防止策を徹底していただきたいとの発言がありましたことを申し添えます。

次に、補正予算案であります。

議案第44号令和4年度一般会計補正予算（第17号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入13から18款、20款、21款、歳出では2款、4款、6から8款、10款、11款及び繰越明許費6、8、10、11款であります。

各款において、事業費の確定や実績見込みによる増減額のほか、主なものとして歳出6款農林水産業費では低コスト技術等導入支援事業費の増額、7款商工費及び10款教育費では、指定管理施設等の電気料金及び灯油料金の一部を支援するため指定管理施設等エネルギー価格高騰対策事業費を追加しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号水道事業会計補正予算（第4号）、議案第57号下水道事業会計補正予算（第6号）、議案第58号ガス事業会計補正予算（第5号）につきましても、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号令和4年度一般会計補正予算（第18号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入15款、20款、21款、歳出では6款、7款、10款及び繰越明許費6、10款であり、主のものとして、歳出6款農林水産業費において国の補正に伴う県営担い手育成基盤整備事業負担金及び県営農村地域防災減災事業負担金の増額であり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）につきましても提案の趣

旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、本日追加提案されました、議案第78号令和4年度一般会計補正予算（第19号）ですが、当委員会が審査いたしましたのは歳入14款、歳出8款及び債務負担行為であります。

歳出8款土木費の冬季交通等確保事業費における委託料並びにその財源としての社会資本整備総合交付金の増額、また、債務負担行為では、三ツ方森送水ポンプ等修繕事業を設定するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、新年度予算関連であります。

議案第42号令和5年度スキー場運営特別会計への繰入れについては、地方財政法第6条の規定により、一般会計からスキー場運営特別会計に4,000万円以内の繰入れを行うため、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第59号令和5年度一般会計予算について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入12から18款、20款及び21款、歳出2款、4から8款及び10款、11款並びに債務負担行為であります。

歳入の主なものとしては、13款使用料及び手数料では道路占用料及び住宅使用料、14款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金や道路メンテナンス事業費補助金、15款県支出金では各事業に対する農林水産業費補助金及び県道除雪委託金などであります。

17款寄附金では、ふるさとさくら基金費寄附金、18款繰入金では、森林環境整備基金繰入金、21款市債では、各事業における市債であります。

次に、歳出の主なものとして、2款総務費では、ふるさとさくら基金費、4款衛生費では浄化槽設置事業費や水道事業会計への繰出しであります。

5款労働費では、シルバー人材センター運営事業費補助金や職業訓練センター管理費であります。

6款農林水産業費では、農業費における各事業の負担金補助及び交付金、森林経営管理事業費であります。

7款商工費では、岩城風力発電所等解体工事に係る経費のほか、観光施設の管理運営費であります。

8款土木費では、下水道事業会計への繰り出しのほか、道路及び橋梁維持管理や新設・改良、河川の維持管理、除排雪、都市公園及び公営住宅などに関する経費であります。

10款教育費では、体育施設・文化施設に係る管理運営費及び入部400年記念事業費などであります。

11款災害復旧費では、融雪災害等に対する公共土木施設・林道災害復旧に要する費用であります。

また、中小企業融資斡旋資金事業など、5事業で債務負担行為を設定しようとするものであります。

なお、議案第59号の審査において、委員より、今、農業関係者は先行きが見通せない中、重い気持ちで事業を行っている。当局においては、情報を集めながら、必要な局面において、適宜、打ち出せる支援策を講じていただきたいとの発言がありましたことを

申し添えます。

次に、議案第66号令和5年度スキー場運営特別会計予算であります。歳入ではリフト収入と一般会計繰入金、歳出では管理運営費及び公債費であります。

続いて、企業会計の新年度予算であります。

議案第70号令和5年度水道事業会計予算であります。収益的収入では、水道料金、一般会計繰出金などであり、同じく支出では、施設の維持管理費、料金収納に要する経費などあります。

一方、資本的収入では、企業債、一般会計繰出金などであり、同じく支出では、企業債償還金のほか、矢島統合整備事業などの拡張改良費が主なものであります。

また、水道事業整備計画再構築業務委託について債務負担行為を設定するほか、企業債の起債に関する事項などをそれぞれ設定するものであります。

次に、議案第71号令和5年度下水道事業会計予算であります。

収益的収入では、下水道使用料、一般会計繰出金などであり、同じく支出では、施設の維持管理費や料金収納に要する経費などが主なものであります。

一方、資本的収入では、企業債、一般会計繰出金、社会資本整備総合交付金などであり、同じく支出では、企業債償還金のほか、水林浄化センターA系更新工事などの拡張改良費が主なものであります。

また、水林浄化センターA系更新工事で継続費を設定し、債務負担行為及び企業債の起債に関する事項などをそれぞれ設定するものであります。

次に、議案第72号令和5年度ガス事業会計予算であります。

収益的収入ではガス料金などであり、同じく支出では維持管理費、ガス原料費などが主なものであります。一方、資本的収入では企業債などであり、同じく支出では、企業債償還金のほか、ガス経年管更新事業費などあります。また、ガス事業経営戦略改定業務委託で債務負担行為を設定するほか、企業債の起債に関する事項を設定するものであります。

以上、御報告申し上げました6件の新年度予算関連議案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、請願・陳情について御報告申し上げますが、それぞれ当局に情報を求めるなど慎重に審査を行いました。

請願第1号免税軽油制度の継続を国に求める意見書提出についての請願についてであります。これは、索道事業に係る免税軽油制度の継続について、国に意見書提出を求める内容であり、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組みづくりを国、県に求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、地方ほど安い電力を供給できる仕組みづくりなどについて、国・県に意見書提出を求める内容であり、審査の過程において、本陳情の内容は洋上風力発電についてであり、当議会でもこれまで議論されてきたとおり、現状の施策の方向性や再エネ海域利用法に基づく促進区域であることを考えると実現は困難であるとの意見があり、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号最低賃金の改善を国に求める意見書提出についての陳情及び陳情第

5号最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を国に求める意見書提出についての陳情についてであります。陳情第4号は最低賃金の大幅引き上げ、また、全国一律最低賃金制度の実現などについて、国に意見書の提出を求めるものであり、また、陳情第5号は最低賃金を引き上げた上でも経営が継続できるよう、中小・零細企業への支援策拡充について、国に意見書の提出を求める内容であります。

審査においては、労働者と経営者それぞれの立場で考える必要があるものの、最低賃金の地域間格差があることも事実であり、賃金の底上げが必要であるという趣旨は理解できるとして、陳情第4号及び第5号は、全会一致で趣旨採択すべきものと決定いたしました。

最後に陳情第6号秋田県由利本荘市沖（北側・南側）洋上風力発電の全ての事業に対して、由利本荘市に対応を求める陳情についてであります。

委員間討議を行いながら慎重に審査をいたしました。事業が進んでいる段階で工事の一切の許可を行わない、事業計画そのものをやめ白紙撤回するという陳情内容は実現困難なものであり、不採択とすべきという意見があり採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（伊藤順男） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案、請願・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思っておりますので御了承願います。

○議長（伊藤順男） 日程第4、議案第7号個人情報保護法施行条例の制定についてから日程第6、議案第9号債権管理条例の制定についての3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第7号から議案第9号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第7、議案第10号羽後本荘駅駐車場条例の制定について及び日程第8、議案第11号都市下水路条例の制定についての2件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第10号及び議案第11号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第9、議案第12号教育支援センター条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第10、議案第13号職員定数条例の一部を改正する条例案から、日程第14、議案第17号水防団条例の一部を改正する条例案までの5件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第13号から議案第17号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第15、議案第18号国民健康保険条例の一部を改正する条例案から日程第22、議案第25号長寿祝金条例の一部を改正する条例案までの8件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第18号から議案第25号までの8件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第23、議案第26号畜産センター条例の一部を改正する条例案から日程第30、議案第33号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案までの8件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第26号から議案第33号までの8件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第31、議案第34号消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第32、議案第35号休日応急診療所運営基金条例及び休日応急診療所設置条例を廃止する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第33、議案第36号さつき栽培センター条例を廃止する条例案及び日程第34、議案第37号三望苑に関する条例を廃止する条例案の2件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第36号及び議案第37号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第35、議案第38号財産の無償譲渡についてから日程第37、議案第40号除雪車両作業事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてまでの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第38号から議案第40号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第38、議案第42号令和5年度スキー場運営特別会計への繰入れについてを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第39、議案第44号一般会計補正予算（第17号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第40、議案第45号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第43、議案第48号休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第45号から議案第48号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第44、議案第49号情報センター特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第45、議案第50号奨学資金特別会計補正予算（第1号）及び日程第46、議案第51号介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第50号及び議案第51号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第47、議案第52号小友財産区特別会計補正予算（第1号）から日程第49、議案第54号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第52号から議案第54号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第50、議案第55号水道事業会計補正予算（第4号）から日程第52、議案第58号ガス事業会計補正予算（第5号）までの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第55号、議案第57号及び議案第58号の3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第53、議案第59号令和5年度一般会計予算を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第54、議案第60号令和5年度国民健康保険特別会計予算から日程第56、議案第62号令和5年度診療所運営特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第60号から議案第62号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第57、議案第63号令和5年度情報センター特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第58、議案第64号令和5年度奨学資金特別会計予算及び日程第59、議案第65号令和5年度介護サービス事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第64号及び議案第65号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第60、議案第66号令和5年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第61、議案第67号令和5年度小友財産区特別会計予算から日程第63、議案第69号令和5年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第67号から議案第69号までの3件は、原案のとおり可決されました。

- 議長（伊藤順男） 日程第64、議案第70号令和5年度水道事業会計予算から日程第66、議案第72号令和5年度ガス事業会計予算までの3件を一括議題といたします。
産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
【「なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。
【「なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。
【「異議なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第70号から議案第72号までの3件は、原案のとおり可決されました。
-
- 議長（伊藤順男） 日程第67、議案第73号新ごみ処理施設整備事業に伴う敷地造成工事及びアクセス道路整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。
教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
【「なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。
【「なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。
【「異議なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第73号は、原案のとおり可決されました。
-
- 議長（伊藤順男） 日程第68、議案第74号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約（第4期）の締結についてを議題といたします。
産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
【「なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。
【「なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。
【「異議なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第74号は、原案のとおり可決さ

れました。

-
- 議長（伊藤順男） 日程第69、議案第75号一般会計補正予算（第18号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第75号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（伊藤順男） 日程第70、議案第76号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第76号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（伊藤順男） 日程第71、議案第77号令和5年度一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第77号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第72、議案第78号一般会計補正予算（第19号）を議題といたします。

総務、産業建設の両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第78号は、原案のとおり可決されました。

間もなく正午になりますが、会議を続行いたします。

○議長（伊藤順男） 日程第73、請願第1号免税軽油制度の継続を国に求める意見書提出についての請願を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって請願第1号は、採択とすることに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第74、陳情第1号再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組みづくりを国、県に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第75、陳情第3号消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の抜本的法改正を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって陳情第3号は、採択とすることに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第76、陳情第4号最低賃金の改善を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって陳情第4号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第77、陳情第5号最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって陳情第5号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第78、陳情第6号秋田県由利本荘市沖（北側、南側）洋上風力発電の全ての事業に対して、由利本荘市に対応を求める陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって陳情第6号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第79、継続審査中の令和4年陳情第10号消費税インボイス制度の実施延期を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。最初に、4番佐々木隆一さん。

【4番（佐々木隆一議員）登壇】

○4番（佐々木隆一） 継続審査中の令和4年陳情第10号消費税インボイス制度の実施延期を国に求める意見書提出についての陳情、採択すべきとの立場から討論いたします。

私は、一般質問の中でも申し上げましたが、インボイス制度、それから所得税に関する改定案いろいろ関連ありますので述べます。

54回目となる3・13重税反対全国統一行動が、この3月13日を中心に取り組みられました。1970年に始まった同行動は、自主申告と結んで税の不公正をただし、暮らしを守る国民的大運動として広がり、全国各地550か所、15万人が集い、各地で業者や農民たち

が参加したのであります。

戦前は、税務署が勝手に納税額を決める賦課課税制度だったのでした。この仕組みによって戦費調達为重税が国民に押しつけられることになったのです。歴史の反省に立って、戦後の憲法の下で国民主権に基づく申告納税制度がつくられました。

現在国会で審議中の所得税法改定案に、税務相談停止命令制度は、税理士でない者が行う税務相談の停止を財務省が命令できる、罰則に取り締まるもので、岸田政権の戦争国家づくりの下で進められる強権的な徴税制度導入の動きに、新たな弾圧立法だとの指摘が上がっています。

インボイスとの関連で大変になります。政府がインボイス導入に固執していることは重大であります。現在消費税の納入を免除されている年間売上高1,000万円以下の事業者が課税業者になることを迫ります。税率を変えない消費税増税と言われるゆえんで、財務省試算では新たに約2,500億円の増税となり、これは全ての消費者の負担となるのであります。

小規模事業者、声優やアニメーター、演劇家などフリーランスの皆さんは廃業を考慮するを得ないと反対の声が広がっております。

インボイスの導入、税務相談停止命令制度など、度重なる消費税増税、物価高騰が生活を直撃しているのに、年金は0.6%削減等々、戦争する国家づくりへと始めており、国民の暮らしを破壊する極めて危険なものであります。

敵基地攻撃能力、大軍拡、年金、医療、介護など大改悪等々岸田政権が戦後最悪の大暴走に突っ走っています。

今年から5年間に軍事費は43兆円、これはアメリカ、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国となり、インボイス増税もその一環で、まさに軍拡増税であります。岸田政権からは平和外交への道筋が一切見えてきません。ひたすらアメリカへひれ伏し、軍拡への道を進むこの道は我が国平和憲法とは相入れないものだと申し上げ、討論といたします。

○議長（伊藤順男） 次に、18番長沼久利さんの発言を許します。18番長沼久利さん。

【18番（長沼久利議員）登壇】

○18番（長沼久利） 消費税インボイス制度の実施延期を国に求める意見書提出についての陳情については、反対の立場で討論をさせていただきます。

消費税の免税制度は、消費税が導入された1989年、中小企業への救済措置としてスタートしました。これは、小規模な事業者の事務負担、または税務執行コストへの配慮から設けられた制度でありまして、特例措置として課税事業者とは異なり、消費税を納付する義務がないのが特徴であります。

当初は課税売上高3,000万円以下の事業者を対象としていましたが、国際的に高水準であることなどから2004年に1,000万円以下に引き下げられました。

また、インボイス制度は2019年に消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられた、いわゆる軽減税率導入時に開始する予定でありましたが、各事業者の準備期間として2023年に後ろ倒しされた経緯があります。

また、インボイス制度の導入に対し急激な影響や変化、または混乱を和らげるため、仕入税額控除が認められない課税仕入れについても、段階的に適用する経過措置が取られ、2026年9月末までの3年間は80%、その後2029年9月末までは50%の控除が可能に

なるとしてあります。これにより、課税事業者による取引停止リスク緩和が期待され、この間に免税事業者はインボイス登録へ実施判断または対応が可能になるとしてあります。

加えて、免税事業者からインボイス登録をした事業者に対しては、補助金の拡充も行われます。販路開拓や業務効率化を支援する小規模事業者持続化補助金の補助上限額が一律50万円加算されるとしてあります。

さらに、事務処理を軽減する措置も取られます。1万円未満の取引においてはインボイス不要、帳簿での仕入税額控除を認められるとし、事務用品やタクシー代、振込手数料といった少額で件数の多い処理を簡略化できる等々の対策も取られています。

さて、消費税インボイス制度の実施については、税の公平・公正という観点からも、経過処置を十分に活用しながら、制度の実施・充実が大前提かと思えます。私は関係する団体から意見も伺いました。現実には実施されるとの想定の中で対応を協議または指導しているとのことでありました。そして事業者からは延期を求める声は聞こえていないとされています。さらにやる気のある事業者へフォローアップに力を入れることが、今重要であるというようなお話もしていました。

また、今回の陳情に示された陳情理由を拝見しましたが、コロナ禍、円安、物価上昇、ウクライナ危機等の経済の影響がと示されていますが、延期といっても、いつ実施するという責任ある見通しは示されていません。

また新たな2,480億円の消費税が増え、全ての消費者負担になるということを示していますが、新たに全ての消費者負担になるとの表現は不安をあおるばかりでなく、真実を逸脱したものと考えますがいかがでしょうか。

以上のようなことから、消費税インボイス制度の実施延期を国に求める意見書提出についての陳情についての反対討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤順男） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

繰り返します。本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（伊藤順男） 御着席ください。起立少数であります。よって継続審査中の令和4年陳情第10号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第80、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

この際、議員発案第1号から議員発案第4号までの4件を一括上程し、提案者の説明を求めます。18番長沼久利さん。

【18番（長沼久利議員）登壇】

○18番（長沼久利） それでは、議員発案第1号から議員発案第4号まで、私から説明させていただきます。

議員発案第1号議会の個人情報の保護に関する条例の制定であります。

これは、議会における個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示等を請求する個人の権利を明らかにしようとするものであります。

議員発案第2号議会基本条例の一部改正につきましては、条例の目的が達成されているか検討する体制を整えるため、文言整理を含め条例の一部を改正しようとするものであります。

議員発案第3号議会議員政治倫理条例の一部改正につきましては、地方自治法第92条の2の改正を踏まえ、議員が親族の経営に携わる個人商店の契約について規制を緩和するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議員発案第4号の市長の専決処分事項の指定については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会が市長に委任する専決処分事項について、目的物の価格が140万円以下の訴えの提訴、和解及び調停に関することを追加しようとするものであります。

以上が、議員発案第1号から第4号までの提案理由であります。

議員各位の御賛同をお願いしながら、提案説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（伊藤順男） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第1号から議員発案第4号までの4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号から議員発案第4号までの4件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第1号から議員発案第4号までの4件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号から議員発案第4号までの4件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この際、申し上げます。議案等の件名は必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思えますので、御了承願います。

○議長（伊藤順男） 日程第81、議員発案第1号議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第82、議員発案第2号議会基本条例の一部改正についてを議題

といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（伊藤順男） 日程第83、議員発案第3号議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（伊藤順男） 日程第84、議員発案第4号市長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号は、原案のとおり可決されました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するため議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 0時25分 休 憩

.....

午後 1時30分 再 開

- 議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました請願等に係る委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件を日程に追加することに決定いたしました。
-

- 議長（伊藤順男） 日程第85、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件については、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件について

は、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件は、質疑、討論を省略し直ちに採決することに決定いたしました。

-
- 議長（伊藤順男） 日程第86、委員会発案第1号免税軽油制度の継続を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（伊藤順男） 日程第87、委員会発案第2号消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の抜本的法改正を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願、陳情等において、その字句、条項、数字その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

-
- 議長（伊藤順男） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る2月15日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

また3月31日をもって退職されます職員の皆様におかれましては、これまで議会審議に御協力いただきましたことに厚く御礼申し上げますとともに、長年にわたり市勢の発展、市民の福祉向上に御尽力いただきました御労苦に対し、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。今後とも、本市発展のために御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、議員一同、皆様方に拍手をもって感謝を表したいと思います。（拍手）

大変ありがとうございました。

これもちまして、令和5年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後 1時35分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男

議 員 高 橋 信 雄

議 員 長 沼 久 利